

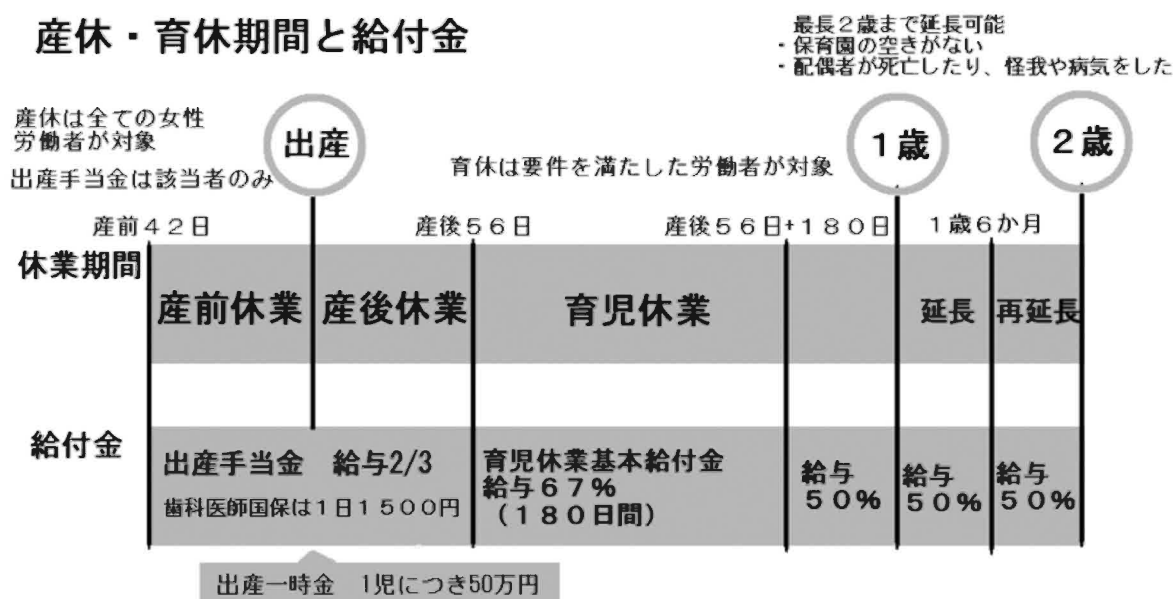
医療管理ニュース Vol.89

産前・産後休業と育児休業の取得について

～全てのスタッフがより働きやすい職場であるために～

産休（産前休業，産後休業）とは出産のため，育休（育児休業）は子供を育てるために仕事を休業できる制度です。どちらも国が法律によって定めており，正規雇用者のみならず有期雇用者（パートや派遣・契約社員）でも取得可能です。産休は女性のみですが，育休は男性も取得することができます。

産休・育休期間と給付金



産休・育休中の社会保険料の免除について

社会保険，厚生年金保険，国民年金保険は手続きをすることで保険料が免除されます。令和6年1月1日より国民健康保険の保険料も免除されることになりました。歯科医師国保は今のところ保険料免除はありません。

育休申出を拒否すると

育児休業は「育児・介護休業法」に基づく労働者の権利ですので，男女問わず申し出があった場合は，法律に定められた通りに認めなければなりません。罰則規定はありませんが，申出を拒否すると各都道府県労働局雇用環境・均等部が調査に入り，行政指導が行われます。

産休と育休の取得期間や取得条件について簡潔にまとめました。働き方改革や男性の育児参加など，職場を取り巻く環境や状況が一変してきているため，雇用する側も今後ますます制度の理解が求められるのではないのでしょうか。誌面の都合上，書き切れない内容もありますので詳細版を本会ホームページに掲載しております。ぜひ本会ホームページをご覧ください。

（小林寛也）